



平成 30 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長
兼最高経営責任者 此下 竜矢
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 代表取締役最高執行責任者
兼最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

第三者割当による第 12 回新株予約権及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 31 日付取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法による第 12 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本転換社債」といいます。）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1 募集の概要

第 12 回新株予約権発行の概要

①	発行期日	平成 30 年 8 月 17 日（金）
②	発行新株予約権の総数	63,993 個（新株予約権 1 個につき、100 株）
③	発行価額	総額 5,823,363 円（新株予約権 1 個当たり 91 円）
④	当該発行による潜在株式数	行使価額 77 円における潜在株式数：6,399,300 株
⑤	資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	498,569,463 円（概算手取額 482,000,000 円） （内訳）新株予約権発行分：5,823,363 円 新株予約権行使分：492,746,100 円
⑥	行使価額	行使価額は、77 円とします。
⑦	募集又は割当方法	第三者割当により割り当てます。
⑧	割当先	BENEFIT POWER INC. 63,993 個
⑨	その他	譲渡制限、取得条項、取得制限条項があります。 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

①	発行期日	平成30年8月17日(金)
②	新株予約権の総数	40個
③	社債及び新株予約権の発行価額	各本転換社債の払込金額：2,100,000円(各転換社債の金額100円につき100円) 各新株予約権の払込金額：無償とする
④	当該発行による潜在株式数	転換価額70円における潜在株式数：1,200,000株
⑤	資金調達額	84,000,000円(概算手取額84,000,000円) (内訳)本転換社債の払込金額の総額(各本転換社債の金額に各本転換社債の総数を乗じた数)：84,000,000円
⑥	転換価額	転換価額は、70円とします。
⑦	募集又は割当方法	第三者割当により割り当てます。
⑧	割当先	BENEFIT POWER INC：84,000,000円(40個)
⑨	利率及び償還期日	利率：2.5% 償還期日：平成32年8月16日
⑩	その他	取得条項、取得請求条項があります。 本転換社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2 募集の目的及び理由

当社は、平成27年6月に、中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」へ、それまでの中期経営計画を更に進化させ、ライトアセットで主にASEAN地域を中心に事業展開を行うことで、当社グループを継続的に成長させることを目標として事業活動を継続しており、現在におきましては、当該中期経営計画をさらに進化させた次期中期経営計画「アクセルプランIII「再発進」2018～2023」を発表いたしました。当該中期経営計画を達成するために資金を投入していく予定です。

当社グループは、平成29年3月期において、主にDigital Finance事業の伸長により連結売上高127億円、連結営業利益35.57億円、連結経常利益33.97億円、連結当期純利益3.76億円を計上いたしました。しかしながら、平成29年10月16日に、当該事業を行う当社連結子会社Group Lease PCL(以下、「GL」といいます。)におきまして、当時の同社取締役最高経営責任者である此下益司氏がタイ証券取引委員会(以下、「タイSEC」といいます。)から、偽計及び不正行為の可能性を指摘され、当該案件はタイSECの申し立てによりタイ法務省特別捜査局(以下、「タイDSI」といいます。)の調査を受けることとなりました。そしてその後、GLの大口債権者であるJトラスト子会社J Trust Asia. Pte. Ltd.から、GL及びGLの子会社等が複数の訴訟の提起を受け係争中であり、これらの影響は、現在においても当社グループの様々な面に影響を及ぼしており、当然に当社の資金調達交渉にも影響を与えております。

(当該事案につきましては、当社ホームページ上の平成 29 年 10 月 16 日付「Group Lease Public Company Limited 株式取引の一時停止について」を第一回目とし、その後も(経過報告)として継続的に公表しておりますのでご参照ください。以下、これらの状況をまとめ「本件事案」といいます。)

当社は、平成 29 年 11 月には、本件事案の影響を当社の財務諸表上どのように取り扱うべきか検討を進めておりましたが、その時点で本件事案に関連して生じる可能性のあるすべてのリスク(損失)を当社の連結財務諸表に反映し投資家の皆様に公表すべきと考え、平成 29 年 12 月 14 日に公表した平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信(連結)において、多額の貸倒引当金及び投資損失等を計上することといたしました。その結果も影響し、平成 30 年 3 月期末において中期経営計画「アクセルプラン 2015 ギア 2「加速」」は、未達となり、連結売上高 132 億円、連結営業利益 15.99 億円、連結経常損失 40.13 億円、連結当期純損失 34.27 億円となりました。

(当該平成 29 年 12 月 14 日に当社が公表した貸倒引当金及び投資損失等の詳細につきましては、当社ホームページ上の平成 29 年 12 月 14 日付「当社の財務諸表に重要な影響を及ぼす販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別損失の発生に関するお知らせ」を、また、平成 30 年 3 月期の当社の業績につきましては、平成 30 年 5 月 15 日付「平成 30 年 3 月期 決算短信 [日本基準]」(連結)をご参照ください。)

当社グループといたしましては、次期中期経営計画を策定するにあたり本件事案が発生以後の当社の置かれている状況を鑑み、今後も事業活動を維持、永続的に発展していくためには、ゴム事業では老朽化している工場内設備の更新及び修繕を行うこと、スポール事業におきましては今後伸長が見込むことができるテニススクール再生事業を同事業における強化課題として進めていくこと、食品事業におきましても更新時期を迎える製造機械について順次入れ替えを行っていくことを行うべきだと判断し、現在の当社グループの収益及びキャッシュ・フローの額を上回る投資が必要であると考えております。次期中期経営計画アクセルプランⅢ「再発進」2018~2023 を発表いたしました。当社グループの事業は留まることなく日々連続的に継続しておりますので、ゴム事業、スポーツ事業、食品事業の 3 事業において、新たな資金調達が必要であると判断いたしました。

それぞれの事業における必要事業展開資金の概要は、以下の通りです。

(1) ゴム事業 (2.6 億円)

当社グループにおいて、ゴム事業は、当社の創業事業であり、日本国内におきましては連結子会社昭和ゴム(株)がゴム産業消費材の製造、施工、販売を行っております。昭和ゴム(株)の置かれている環境といたしましては、日本国内においては昭和ゴム(株)のライニング技術(注:プラント設備等に設置使用される金属製のタンクまたは配管用パイプ等の内部に、酸性溶液等による腐食を防止することを目的にゴム製シートを貼付施工する技術)が必要となる化学・食品などのプラント工場の新設が停滞し、また、昭和ゴム(株)の製品が組み込まれ稼働する会社の製造部門が海外移転するなど当社のゴム事業が必要とされる産業分野の成長は鈍化しているのが実情です。一方、ASEAN 地域におきましては、当社のゴムライニング技術が必要となる化学、食品などのプラン

トの建設は、現在でも数多く進んでおり、また、その経済成長の堅調さから、当社のゴム製品が組み込まれる産業用設備機械などの需要も旺盛です。

当社といたしましては、昭和ゴム㈱のゴム事業の業績拡大に ASEAN の堅調な経済成長を取り込む為、当社は、ASEAN における活動拠点を広げ、現在では、マレーシアとタイにゴム製品の製造及び営業拠点をもち、ベトナム、インドネシア、中国にゴム製品の営業拠点を設置することで営業活動を活性化しており、次期経営計画におきましては、アジア全域での生産体制、営業活動の最適化及び迅速化を進めるべく、アジア各国における情報と権限を各国の子会社の社長から、同地域を束ねる担当取締役である宗宮保に集約化していくこと及び、日本国内におきましても当社連結子会社の昭和ゴム(株)と同社と業務提携を締結し、工業用ゴム製品の代理業を行う常盤ゴム㈱を両社の社長である山口紀行が兼務する体制で事業の拡大及び収益化を目指します。

ゴム事業としましては、ASEAN を中心としたアジア全域の需要を取り込んでいくことで、業績改善を図って参りますが、ゴム関連製品の製造や施工並びに、原材料の品質・製造方法等の知財及びノウハウの試験研究の拠点となる昭和ゴム㈱の千葉県柏市の製造工場の生産設備の更新を行う必要が出てきております。具体的には、電気設備更新を行っていきたいと考えております。従いまして、転換社債の発行により調達した資金の一部及び、新株予約権の行使により獲得した資金を利用し、昭和ゴム㈱の老朽化している千葉県柏市の製造工場の特高受電設備ならびに構内変電・送電設備の更新費用として、当社から昭和ゴム㈱に対して貸付を行う形で資金を投下して参ります。

(2) スポーツ事業 (2.0 億円)

当社グループにおいて、スポーツ事業は、連結子会社㈱ルーセントが、「ルーセント」ブランドで、ウェア、グッズ等のスポーツ用品の製造販売、及び、ソフトテニスボールの製造販売、スポーツ施設の工事請負、テニススクールの再生・運営請負事業等を行っております。特にソフトテニスボールの製造販売では、当社創業期以来 110 年以上継続しており、㈱ルーセントはソフトテニスボールの国内二大メーカーの一翼を担い中高のクラブ活動を中心に広く親しまれております。

また、平成 21 年 5 月からは硬式テニス分野に再進出し、大阪府で 3 拠点、奈良県で 1 拠点、熊本県 1 拠点、千葉県 1 拠点、合計で 24 面のテニスコートを有するテニススクールの運営・再生事業（注：経営者の後継者不足または施設の老朽化や講師などの人材不足、並びに近隣の競合テニススクールの動向により競争力を失い、売却もしくは事業譲渡または運営委託を希望する既存のテニススクールに対し、当該テニススクールの購入または、運営受託、コーチの派遣等により再建再生する事業）を行っており、スクールの受講生の増加は、確実に増加推移しております。

スポーツ事業としましては、特に㈱ルーセントにおいて現在行っているテニススクールの運営・再生事業が堅調に推移していることから、テニススクールの再生事業を拡大し、早急に合計で 50 面までテニスコートを増やし、業績向上につなげていきたいと考えております。

現在、具体的に買収を検討している案件はありませんが、現在の主要な事業エリアである関西、九州、関東において検討案件があった場合には、購入もしくは事業譲受または運営受託が可能となるよう資金的な手当てが必要であり、過去の所要資金の実績を参考として、新株予約権が順次行使されることによって取得できる 2.0 億円を、当社から㈱ルーセントに対し資金の貸付、又は、

当社が当該資産を取得し(株)ルーセントに対し当該資産を貸し付ける形で資金を投下して参ります。

(3) 食品事業 (1.06 億円)

当社グループにおいて、食品事業は、主に明日香食品株式会社(当社が同社の株式を実質 49% 保有しております)、日本橋本町菓子処株式会社(当社が同社の株式を実質 49% 保有しております。)、(株)明日香(明日香食品(株)が同社の株式を 100% 保有しております。)の 3 社が主体となって進めており、明日香食品(株)、日本橋本町菓子処(株)、(株)明日香の 3 社(以下 3 社を「明日香食品等」といいます。)は当社が実質 49% の支配する持分法適用関連会社となります。

なお、明日香食品等には、当社以外の株主として、実質 51% の支配をする株主(A.P.F.Group Co.,Ltd)が存在しておりますが、明日香食品等の食品事業につきましては、これまでも当社が明日香食品等の経営指導を行い、当社だけが同社等から経営指導料を受領(平成 29 年 3 月期の実績 1.27 億円、平成 30 年 3 月期の実績 1.68 億円)しております。また、食品事業につきましては、これまでの中期経営計画でも、当社の主要事業として位置づけており、今後も当該事業を伸ばし、当社グループにその収益取り込み、当社グループの企業価値向上に努めていきたいと考えていることから、食品事業に対し当社が主体的になって投資を行うものです。

食品事業につきましては、日本国内で主要な大手小売り業者を顧客とした和菓子の製造販売を行っておりませんが、明日香食品等では、大福や団子等の通常の和菓子以外にも、各分野の専門家とも連携し少子高齢化及び成人病及び生活習慣予防に対応した商品の開発を進めており、低糖質の和菓子を発売しております。引き続き、安定した原材料・資材の調達やアジア展開も視野に入れ、売上及び収益ともに拡大できるよう最善を尽くしております。

食品事業といたしましては以上の施策を進めて参りますが、それを進めるにあたり、明日香食品等の生産設備が順次更新周期に差し掛かっており、具体的には、大阪府八尾市にある明日香食品(株)の生産工場、並びに、千葉県野田市にある(株)明日香の生産工場における和菓子の設備(具体的には、空調設備や和菓子の包餡機、ミキサー、串機等)更新及びメンテナンスを順次実施する為の資金が必要となっております。これらを行うことを目的として、この度順次新株予約権の行使による獲得した資金を使用し、当社から大阪府八尾市にある生産工場及び千葉県野田市に生産工場を保有する(株)明日香の 100% 親会社である明日香食品(株)に対して貸付を行う形で資金を投下して参ります。

上記に記載の通り、当社といたしましては、当社グループの上記 3 事業において、新たな事業資金(合計約 5.66 億円)が必要であると判断したことから、この度資金調達を行うことを決定いたしました。

なお、当社グループでは上記に記載した 3 事業のほか、**Digital Finance** 事業とコンテンツ事業という 2 事業を営んでおります。これら 2 事業につきましても、次期中期経営計画を策定するにあたり追加的な事業資金が必要となりますので、当社の本資金調達とは別に、当社連結子会社の(株)ウェッジホールディングスにおいて資金調達を実施する予定です。(株)ウェッジホールディングスにおける資金調達につきましては、本日付で(株)ウェッジホールディングスが公表した、「第三者割当による第 10 回新株予約権及び第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお

知らせ」をご参照ください。

以上の通り、この度本第三者割当による新株予約権及び転換社債の発行並びにそれらの行使に伴い調達する予定の資金につきましては、その資金使途が主に事業の基礎となる生産設備更新や修繕、及び新たな事業拠点の開設等の資産の取得であることから、現在当社の保有する現預金は今後の運転資金として手元に残し、必要となる資金の全額を外部調達することとしております。これは、当社の予定している資金使途が、主に生産設備の更新用資金及び、M&Aを含めた事業拠点拡大といった事業の継続を前提として、当社グループの長期的な成長に供される資金であり、少なくとも短期～中期で当該投資資金の回収を考えるべきものではなく、当社の財務の健全性を確保する為にも、全額を外部調達により資金確保を行うべきと考えております。その具体的な考え方は以下の通りとなります。

(生産設備の更新資金)

当社が今回予定しているゴム事業や食品事業における生産設備の更新とは、売上を現状からプラスアルファで増大させるような生産設備の増強というよりも、そもそも長期的な生産活動の維持に必要なものであり、また、製品の品質を向上させる為のものです。従いまして売上を伸ばし、事業の収益を上げて投資回収を目指すものではなく、事業を継続していくために必要な資金となります。

(M&Aや事業拠点の開設に要する事業資金)

M&Aや事業拠点の開設に要する事業拡大資金につきましては、事業から得られる収益の範囲内での投資であれば、資金調達は必要となりませんが、事業から得られる収益や内部留保以上の投資を行う場合には、外部資金の調達が必要となります。現時点において当社グループ内のテニススクールの再生事業等のスポーツ事業において、事業を拡大している最中であり、まさにこのケースに該当いたしますので、新たに外部資金の調達が必要となっております。

また、当該必要資金を外部調達で行うことにつきましては、金融機関からの間接金融も検討いたしました。現在行っている当社と金融機関との折衝状況から勘案すると、当社の資金使途に見合うようなタイムリーな調達は困難な状況であり、特に、本件事案が生じてからは金融機関からの新規の資金調達を得るためには、今まで以上に長期に渡る交渉及び説明要することとなり、より難易度が高くなっております。このような状況からこの度は必要資金の全額を当社の財務基盤の充実を図ることもできる増資等のエクイティー・ファイナンスで調達することといたしました。

一方、エクイティー・ファイナンスでの調達を行うことにいたしましても、その手法は、公募増資、株主割当、ライツオフリング等様々な手法があります。それらにつきましても検討を進めておりましたが、まず、公募増資につきましては、発行までの手続きが多いことから資金調達まで期間は通常でも数週間の準備期間を要し、この度の当社が予定している資金使途からは一度に全額資金を調達する必要性は薄く、希薄化の影響が緩やかに進行する転換社債及び新株予約権

での調達の方が優れていると考えておりました。また、公募増資で調達できる金額につきましては、時価から発行価格がディスカウントされることに加え、相応の公募増資の株式発行費用が掛かることとなりますので、最終の手取り金額が減衰するスキームとなります。特に、この度当社が必要とする資金が約 5.6 億円程度であることを勘案いたしますと、発行価格のディスカウントと公募増資の発行費用が、調達資金に占める割合が大きくなりすぎてしまいますので、コスト的に見合わないスキームであると判断いたしました。

また、株主割当増資、ライツオファリングにつきましては、公募増資よりも手続きは比較的簡易であり、公募増資よりも短い準備期間で資金調達は可能という状況でありましたが、法的に増資手法として確立はしているものの、過去事例も少ないとのことで証券会社や証券代行会社の作業負担も大きく、引受証券会社が見つからなかったという経緯があり、また、前述の通り事例も少なくリーガルフィーが高くなる傾向にありましたので、株主割当増資、ライツオファリングという調達手法をとることはできないと判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、この度エクイティ・ファイナンスでの資金調達手法は、第三者割当てを行うことが、手続きも簡易であり準備期間が短期間で済むこと、及び、調達コストがリーズナブルであると考えておりました。

このような状況下、平成 30 年 4 月下旬に当社はアドバイザリー業務を事業として展開している KHNG 株式会社（神奈川県逗子市小坪 6-6-46 代表取締役 星野智之）にファイナンスに関する営業を受け、当社が第三者割当増資の引き受け手を探していることを相談したところ、**BENEFIT POWER INC.**を引受先の投資家としてご紹介していただきました。**BENEFIT POWER INC.**の代表者 ZOU DAOJI 氏には、先方のファイナンシャルアドバイザーである株式会社 NGU を通じて当社グループの事業戦略及び、資金使途等を理解していただいたうえで、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、平成 30 年 6 月に、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行という方法でご提案いただきましたので、当該スキームの検討も進めました。

一般的に新株予約権の発行による資金調達は、割当先の自由裁量により新株予約権の行使が可能となることから、当社が権利行使の量とタイミングをコントロールすることができず、さらに、行使価額の修正条項がつくことで株価の変動（下落）により、必要とする資金を調達できないことが想定されます。そのような状況を前提として、当社といたしましては、

①当面必要と考えられる資金については、転換社債型新株予約権付社債で調達できること。

②そもそも、割当先は、新株予約権を行使することを意図し、当社に資金調達の提案をしてきたものであり、行使期間内の比較的早い段階で、資金調達ができる可能性が高いと考えられること。

③当社が予定している資金使途につきましては、上記（1）ゴム事業の電気設備の更新は喫緊の課題と考え当初に調達する資金から使用する予定ですが、（3）食品事業の設備更新は段階的に進め、（2）スポーツ事業の M&A 資金は最適な案件情報があつた際に取得資金の範囲内で検討するため、資金調達の進捗に合わせて、資金使途（資金計画）を進めていけること

④この度の新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行要項には行使価額修正条件が付されていないことから、仮に当社の株価の下落等により、当社の必要とする資金が調達できない場合も生じますが、上記②に記載と同様の理由で、当社の資金使途は一度にお金が出ているものではないことから、上記に記載のとおり資金調達の状況によっては支出規模の縮小や見直しも可能であり、同時に別の資金調達手段を検討する時間的余地もあること

という理由から、割当先による第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の提案を採用することといたしました。

なお、割当先には、本新株予約権及び本転換社債の発行による調達資金が、当社の今後事業展開を進める上で必要な資金であることをご理解いただいております。新株予約権を前向きに行使することを前提に本新株予約権の引き受けをする旨、口頭にて確認しております。

また、本第三者割当による新株予約権には、当社取締役会の決議により、取得日の14日前までに通知を行うことにより、本新株予約権を取得すること、及び取得する日を決議できる内容の取得条項を付しております。これは、割当予定先の新株予約権の行使が行われなかった場合、また、株価の上昇に伴い他の方法による資金調達手段が有利な条件で提案される見込みがある場合に、当社が新たな資金調達を検討し、それを進める場合に必要になると考え設定したものです。

本新株予約権には、株価が10取引日連続して行使価額を20%以上上回っている場合、10取引日の1日平均出来高の10%に相当する本新株予約権付の行使を保証する条項を付しております。これは株価の上昇により行使が促進されることを考え設定したものです。

本新株予約権には、株価が20取引日連続して行使価額の50%を下回っている場合、本新株予約権者は取得日の14日前までに通知を行うことにより、本新株予約権を取得請求することができる取得請求条項を付しております。これは、割当予定先との協議により設定したものです。

本転換社債には、取得日の14日前までに通知を行うことにより、本転換社債を繰上償還することができる取得条項を付しております。これは、割当予定先の転換社債の転換が行われなかった場合、また、株価の上昇に伴い他の方法による資金調達手段が有利な条件で提案される見込みがある場合に、当社が新たな資金調達を検討し、それを進める場合に必要になると考え設定したものです。

本転換社債には、当社が第12回新株予約権を発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に残存する本転換社債の全部を額面100円につき金100円で繰上償還する繰上償還請求条項を付しております。これは、割当予定先との協議により設定したものです。なお、転換行使保証条項は付していません。

今回の調達金額の規模は新株予約権による調達が498百万円(6,399,300株、発行済株式数の8.42%、議決権数の8.47%)及び転換社債型新株予約権付社債による調達が84百万円(1,200,000株、発行済株式数の1.58%、議決権数の1.59%)及びで合計582百万円となり、すべての新株予約権の権利が行使された後の株式発行株数は7,599,300株で、平成30年3月31日現在の発行済株数の10.00%、議決権株数の10.01%となります。

この調達規模につきましては、この度の資金使途が上記(1)から(3)に記載させていただきました通り、生産設備の更新等当社グループの各事業が継続する上で必須なものである以上、今後の当社の企業価値の維持・向上には必須なものであると判断しております。そのため、この

度の第三者割当による新株予約権の行使による既存株式の希薄化は 10.01%（議決権ベース）が生じることとなりますが、適切な調達規模であると考えております。

また、この度の資金調達につきましては、「公募」ではなく、「第三者割当」で調達をおこない、その割当予定先を **BENEFIT POWER INC.**とすることにしております。**BENEFIT POWER INC.**の代表者 **ZOU DAOJI** 氏には、先方のファイナンシャルアドバイザーである株式会社 **NGU** を通じて当社グループの事業戦略及び、資金使途等を理解していただいたうえで、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、平成 30 年 6 月に、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行という方法でご提案いただきました。これを基に、当社は割当予定先等と協議を重ね、昨今の資金調達手段の商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮といった観点から、行使価格修正条項を付さない転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行及び割当をすることとしました。また、資本政策に変更が生じた際には、当社の判断において本転換社債及び本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができること、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないこと等を総合的に勘案した上で決定いたしました。

（3）本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額 77 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆる **M S C B** や **M S** ワラントと異なり、将来的な市場株価の変更によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から **6,399,300** 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 当社は取締役会の決議により本新株予約権の払込期日の翌日以降、取得日の 14 日前までに通知することによりいつでも、取得することができます。
- ③ 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要する旨の制限を付けております。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、**6,399,300** 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。
- ② 当社株式が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。
- ③ 割当予定先である **BENEFIT POWER INC.**は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下がる可能性があります。

- ④ 当社株式の株価が 20 取引日連続して行使価額を下回っている場合、本新株予約権者は取得日の 14 日前までに通知することにより、本新株予約権を取得請求することができます。これにより当社が資金調達できない可能性があります。

(4) 本転換社債の特徴

本転換社債の特徴は、次のとおりとなります。

<メリットとなる要素>

- ① 本転換社債は、発行当初から転換価額 70 円（発行決議日の前日の終値の 90%）で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントと異なり、将来的な市場株価の変更によって転換価額が変動することはありません。また、本転換社債の目的となる株式の総数についても、発行当初から 1,200,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、転換価額及び割当株式数の双方が本転換社債の発行要項に従って調整されます。
- ② 当社は本転換社債権者と合意の上本転換社債の発行後いつでも、本転換社債を取得することができます。

<デメリットとなる要素>

- ① 本転換社債の転換が進んだ場合、1,200,000 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。
- ② 割当予定先である BENEFIT POWER INC.は、本転換社債の転換により取得した当社普通株式を市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下がる可能性があります。
- ③ 第 12 回新株予約権を発行要項に基づき取得する場合、本転換社債を全額繰上償還することとなり、調達した資金が有効に活用できない可能性があります。

3 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	582 百万円
(内訳)	
(ア) 本社債の発行による調達額	84 百万円
(イ) 第 12 回新株予約権の発行	5 百万円
(ウ) 第 12 回新株予約権の行使	492 百万円
② 発行諸費用の概算額	16 百万円
③ 差引手取概算額	566 百万円

(注 1) 上記の金額について、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を買戻し消却した場合には、減少いたします。

(注 2) 発行諸費用の内訳は、登記関連費用、新株予約権の算定費用、証券代行費用、弁護士費用等の概算合計額となります。なお、発行諸費用には消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、上記「3. (1) 調達する資金の額」に記載させていただきました通り、この度の調達で、合計 566 百万円（手取概算額）を獲得する見込みです。この中で、一部の調達資金は、新株予約権の行使によるものでありますので、当該手取概算額の全ての資金が当初から一括で当社の手元に入ることにはなりません。当社といたしまして、調達額合計が手許に入るまでの間は、手元現預金を利用しながら、資金調達のタイミングを考慮し、順次各事業に資金を投下し、当社グループの事業の継続と企業価値の維持・向上に努めて参りたいと考えております。具体的には、本社債の発行に係る資金調達 84 百万円、本新株予約権の払込金額の総額 5 百万円につきましては、「2 募集の目的及び理由」の「(1) ゴム事業 (2.6 億円)」に記載しましたゴム事業における生産設備の更新の一部、及び「(3) 食品事業 (1.06 億円)」に記載しました食品事業における生産設備の更新の一部に投下し、これらの設備更新、修繕の残りにつきましては、本新株予約権の行使による払込金額の入金に従い実施していく予定です。また「2 募集の目的及び理由」の「(2) スポーツ事業 (2 億円)」に記載しましたスポーツ事業におけるテニススクール再生事業への資金投下につきましては、当該資金投下に相応しい案件が出てきた際に支出することになりますので、現時点において資金投下時期は確定しておらず、今後、投資に相応しい案件を探しつつ、本新株予約権の行使による払込金額の入金に従い実施していく予定です。

なお、仮に、割当予定先が新株予約権の行使を行わず、予定した資金調達（最大約 6.10 億円）の調達ができなかった場合には、手元現預金を考慮して、現在予定している資金使途の中でその時点で優先順位の高いものから資金を使用して参ります。また同時に、新株予約権の割当予定先の再考や、他の資金調達方法の検討を進めていく予定です。

各事業への投資額及び主な使途は以下の通りとなります。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期*
① ゴム事業への貸付 (電気設備の更新)	260,000,000 円	平成 30 年 8 月 ～ 平成 31 年 12 月
② スポーツ事業への貸付または貸与 (新規テニススクールの獲得・開設)	200,000,000 円	平成 31 年 5 月 ～ 平成 31 年 12 月
③ 食品事業への貸付 (生産設備の更新) (生産設備の修繕)	106,000,000 円	平成 30 年 8 月 ～ 平成 31 年 1 月

* 調達資金につきましては、資金が調達されてから、上記①～③の資金使途に使用するまでに時間が空く場合には、当社の預金口座にて保管いたします。

4 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、エクイティー・ファイナンスによる資金調達につきましては、当社の財務基盤の安定のみ

ならず、調達した資金の使途から得られるメリットが、当社の企業価値の維持・向上に寄与することが重要だと考えております。

この度の資金調達に資金使途の合理性につきましては、まずゴム事業と食品事業の資金使途は、それぞれの事業を継続的に行うのに必要な、生産設備の更新と修繕であり、製造業を継続する上では必要不可欠なものであり、更新には品質維持のためにも適切はタイミングが大切であると考えております。一方、スポーツ事業の資金使途は、新規テニススクールの獲得・開設に伴う費用となっておりますが、これは現在当社グループで進めているテニススクール再生事業の一環であり、現在第三者が運営しているテニススクールの後継者難の解消や業績改善を目指すものであります。現在も収益性や安全性を検討しながら当該事業を進めており堅実な成長を続け、当社グループに収益をもたらしているものです。

このように、ゴム事業と食品事業の維持、及び、スポーツ事業の成長を通じて、当社グループの収益拡大及び企業価値の維持・向上に寄与するものと考えております。

最後に、今回の第三者割当を行うことについての取締役会の判断につきましては、取締役会の社外取締役3名から構成される監査等委員会から、当該第三者割当増資にかかる議論の経緯を厳格にモニタリングしてもらい、また、決定手続きが適正に行われていることを監視していただきつつ、適宜必要な意見をいただきながら議論を進めました。

その結果、本第三者割当増資の相当性につきましては、前述のとおり、当社グループの事業の継続には不可欠なものであり、この度の資金調達は当社株主の利益を損ねることはなく、中長期的にみても、企業価値の向上に資するものであることから本新株予約権及び本転換社債の発行による資金調達は適切なものであると判断しております。

5 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容について

①新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の算定に際しては、公平性を期すため、独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号 TOC 第二ビル 代表取締役 山本 剛史）（以下「第三者算定機関」といいます。）に依頼し、本新株予約権に関する評価報告書を取得しております。

第三者算定機関は、一定の前提（権利行使期間、行使価額、当社株式の株価、ボラティリティ（52.63%）、配当率（0%）、及び無リスク利子率（-0.117%））をおいております。当社の行動としては、行使価額に代替的資金調達コストを上乗せした株価となった場合に取得条項を発動し、本新株予約権を取得すると想定しております。一方、割当予定先の行動としては、株価が10取引日連続して行使価額を20%以上上回っている場合、10取引日の1日平均出来高の10%に相当する本新株予約権を行使し、取得した株式を市場において売却するものとし、1日に売却する株式数を1日当たり平均売買出来高の約10%と想定しております。また、株価が20取引日連続して行使価額を50%下回った場合に取得請求条項を発動し、本新株予約権を取得請求されると想定しております。その上で、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の公正価値を本新株予約権1個当たり91円と算定いたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関の行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、このたび割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

また、新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会の意見等は以下の通りです。

「新株予約権の発行価額の検討は、第三者評価機関の算定結果に基づき行われており、第三者評価機関の算定方法や手順は、一般的に公正妥当と判断できること、且つ、割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されていることから有利発行には当たらないと考えられ、取締役会の決定についても、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われていることから、その判断は妥当であると考えております。」

②転換社債型新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公平性を期すため、独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号 TOC 第二ビル 代表取締役 山本 剛史）（以下「第三者算定機関」といいます。）に依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を取得しております。

第三者算定機関は、一定の前提（権利行使期間、転換価額、当社株式の株価、ボラティリティ（52.63%）、配当率（0%）、及び無リスク利子率（-0.117%））をおいております。当社の行動としては、転換価額に代替的資金調達コストを上乗せした株価となった場合に取得条項を発動し、本転換社債を取得すると想定しております。一方、割当予定先の行動としては、株価が転換価額を上回っている場合、随時普通株式への転換を行い、取得した株式を市場において売却するものとし、1日に売却する株式数を1日当たり平均売買出来高の約10%と想定しております。その上で、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり97.50円と算定いたしました。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき100円）と第三者算定機関の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、転換社債の転換価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会の意見等は以下の通りです。

「転換社債の転換価額の検討は、第三者評価機関の算定結果に基づき行われており、第三者評価機関の算定方法や手順は、一般的に公正妥当と判断できること、且つ、割当予定先に発行する転換社債の転換価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価額と概ね見合っていることから有利発行には当たらないと考えられ、取締役会の決定についても、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われているこ

とからも、その判断は妥当であると考えております。」

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権及び本転換社債の行使又は転換により増加する新株式数(7,599,300株)の平成30年3月31日現在の当社発行済み株式総数に対する割合は10.00%(議決権に対する割合は10.01%)となっており、それぞれ希薄化が生じることになります。しかしながら、当該資金調達、当社グループが継続的に事業活動を行う為の資金需要を満たす為のものであり、同時に自己資本の充実と財務戦略の柔軟性の確保を図り、当社グループの企業価値の向上を目指すものであります。従いまして、当該資金調達に係る新株予約権及び転換社債の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、全ての本新株予約権及び本転換社債が行使又は転換された場合に発行される当社の普通株式7,599,300株に対し、当社過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高は228,719株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は277,953株、及び過去1ヶ月間における1日あたりの平均出来高は84,645株となっております。当該平均出来高を参考に、本新株予約権及び本転換社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式が、株式市場において売却された場合の流通市場への影響は、行使又は転換期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日あたりの売却数量は15,509株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の6.8%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権及び本転換社債の行使又は転換により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

以上のとおり、当該資金調達が無事成功することにより、当社グループが事業を継続し、且つ、自己資本の充実も果たすことができることを勘案しますと、当社グループの企業価値向上につながると思われ、既存株主の利益にもつながることから、本新株予約権及び本転換社債の発行による株式発行の数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有していると判断しております。

6 割当予定先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 名称	BENEFIT POWER INC. (ベネフィット パワー インク)	
② 所在地	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
③ 設立根拠等	英領バージン諸島に設立された法人	
④ 代表者の役職・氏名	Director ZOU DAOJI	
⑤ 事業内容	投資業	
⑥ 資本金	US\$1	
⑦ 設立年月日	2012年11月15日	
⑧ 発行済株式数	1株	
⑨ 決算期	10月	
⑩ 従業員	0人	
⑪ 要取引先	ドイツ銀行	
⑫ 株主及び持株比率	ZOU DAOJI 100%	
⑬ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
⑭ 当事者間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。

注) 1. 最近3年間の経営成績及び財政状態については、BENEFIT POWER INC.は英領ヴァージン諸島法を設立準拠法とする法人であり、同法に基づき設立された法人には財務諸表の作成・提出を要求されておらず、作成・提出もしていないことから非開示とさせていただきます。

注) 当社は、割当予定先について、その役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂 2-8-11-4F 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。しかしながら、BENEFIT POWER INC.の代表者である ZOU DAOJI 氏についての情報量が不足している為、状況に応じてヒアリング等の手法を用い、これまでの経緯等を確認する必要があるものと考察されると調査報告書に記載があったことから、BENEFIT POWER INC.のフィナンシャルアドバイザーである、株式会社 NGU の小杉洋介氏と当社代表取締役である庄司友彦が面談を行い提案書を受領した際に、反社会的勢力との関係及び個人の属性を確認し、ZOU DAOJI 氏が反社会的勢力との関係がないこと及び投資運用業を行う中国の資産家である投資家であることを口頭により間接的に確認いたしました。また、株式会社 NGU（住所：東京都千代田区永田町 2-9-6 十全ビルディング 5F 代表取締役：小杉洋介）について、株式会社セキュリティ&リサーチが実施している関係性調査において同社と株式会社 NGU との間で一定の関係性が見つかったことから調査を引き受けていただくことができず、改めて他の第三者機関であるリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社（住所：東京都港区麻布十番 1-2-3 代表取締役：水田旭）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、株式会社 NGU の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、当社が必要とする事業資金について、間接金融のみならず、直接金融からの調達を含め、資金調達方法を検討しておりました。そのような中で、平成 30 年 4 月下旬に当社はアドバイザー業務を事業として展開している KHNG 株式会社（神奈川県逗子市小坪 6-6-46 代表取締役 星野智之）にファイナンスに関する営業を受け、当社が第三者割当増資の引き受け手を探していることを相談したところ BENEFIT POWER INC.を引受先の投資家としてご紹介していただきました。BENEFIT POWER INC.の代表者 ZOU DAOJI 氏には、先方のファイナンシャルアドバイザーである株式会社 NGU を通じて当社グループの事業戦略等を理解していただいたうえで、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、平成 30 年 6 月に、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行という方法でご提案いただきました。これを基に、当社は割当予定先と協議を重ね、昨今の資金調達手段の商品設計等について、市場の公平性や既存株主の配慮といった観点から、行使価格修正条項を付さない転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行及び割当をすることとしました。また、資本政策に変更が生じた際には、当社の判断において本転換社債及び本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができること、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないこと等を総合的に勘案した上で決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である BENEFIT POWER INC.とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の所在について確認した内容

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在につきまして、本転換社債及び本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、BENEFIT POWER INC.から平成 30 年 6 月 30 日現在の銀行口座の残高証明書を受領しております。払込みや権利行使に十分な資金残高を確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権及び本転換社債の行使又は転換により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また締結の予定もありません。

7 募集後の大株主及び持株比率

割当前（平成30年3月31日現在）			割当後	
株主名	持株数（株）	持株比率（%）	持株数（株）	持株比率（%）
A.P.F.Group	44,324,400	58.33	44,324,400	53.02
明日香野ホールディングス	3,840,000	5.05	3,840,000	4.59
山田 紘一郎	1,000,000	1.32	1,000,000	1.20
此下 竜矢	368,400	0.48	368,400	0.44
高木証券株式会社	349,400	0.46	349,400	0.42
モルガン・スタンレーMUFJ証券	259,318	0.34	259,318	0.31
松井証券株式会社	223,900	0.29	223,900	0.27
戸谷 雅美	214,900	0.28	214,900	0.26
須藤 裕	211,800	0.28	211,800	0.25
鈴木 到	210,000	0.28	210,000	0.25

（注） 1. 上記割合は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基にした数値となります。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は純投資ということであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を、比較的短期間に売却を行うことを目標としている旨を口頭にて確認しております。このことから、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約束されておらず、割当後の大株主に記載はしていません。

8 今後の見通し

当社グループの平成31年3月期の連結業績予想に与える影響につきましては、これまで記載させていただきました資金使途に従い各事業に資金投下をしていく予定ではありますが、具体的な当社の業績に与える影響につきましては軽微であると考えております。

今後業績予想に影響を与える事項が確認できた場合には、速やかにお知らせいたします。

9 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、また、新株予約権及び転換社債がすべて行使又は転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者から意見の入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結売上高	12,218,482千円	12,753,776千円	13,242,304千円
連結営業利益	2,261,685千円	3,557,760千円	1,599,992千円
連結経常利益	2,540,184千円	3,397,386千円	△4,013,294千円
連結当期純利益	364,540千円	376,351千円	△3,427,565千円
1株当たり当期連結純利益	6.59円	5.30円	△45.37円
1株当たり配当金	-	-	-
1株当たり連結純資産	126.99円	128.63円	83.11円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年3月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	75,993,426株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	772,653株	1.02%

(3) 最近の株価の状況

① 最近の3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	134	89	180
高 値	174	298	193
安 値	81	78	81
終 値	88	182	85

② 最近6ヶ月間の状況

	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月
始 値	96	93	94	85	82	82
高 値	100	95	94	87	86	106
安 値	89	83	81	79	81	81
終 値	91	95	85	82	82	81

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年7月30日
始 値	79円
高 値	79円
安 値	77円
終 値	77円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(第三者割当増資)

(1) 払込期日	平成27年12月3日
(2) 調達資金の額	2,294,514,500円
(3) 発行価額	115円
(4) 募集時における発行済株式数	49,250,126株
(5) 当該募集による発行株式数	19,952,300株
(6) 募集後における発行済株式数	69,202,426株
(7) 割当先	A.P.F.Group Co., Ltd. 19,952,300株
(8) 発行時における当初の資金使途	主に、A.P.F.Group Co., Ltd.の借入金の返済（資金使途は、連結子会社である Group Lease PCL のワラントの行使による同社株式の取得）
(9) 発行時における支出予定時期	平成27年12月
(10) 現時点における充当状況	当初の予定通り充当されました。

(第三者割当による新株予約権の発行)

(1) 払込期日	平成 27 年 12 月 3 日
(2) 発行数	5,920 個 (新株予約権 1 個につき、1000 株)
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり 1,116 円 (発行調達額 6,606,720 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	5,920,000 株
(5) 資金調達額	687,406,720 円 (概算手取額 676,406,720 円) (新株予約権による発行調達額 6,606,720 円) (新株予約権行使による調達額 680,800,000 円) 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	115 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当 A.P.F.Group Co., Ltd. ,920 個
(8) 現時点における充当状況	当該新株予約権については、その行使期限内にすべて行使されており、当該新株予約権の行使に伴い当社が調達した資金につきましては、主に当初予定していた、ゴム事業及びスポーツ事業並びに食品事業を行う各グループ会社の事業資金として充当されております。

12 発行概要

(新株予約権発行要項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
申込期日	平成30年8月16日
割当日	平成30年8月17日
払込期日	平成30年8月17日
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式数6,399,300株とし、本新株予約権の1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数（以下、「割当株式数」という。）は、100株とする。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金77円とする。</p>

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権

	<p>利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p>
	<p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	498,569,463 円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成 30 年 8 月 17 日から平成 33 年 8 月 16 日までとする。（但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 昭和ホールディングス株式会社 管理部 千葉県柏市十余二 348 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はなし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会みずほ銀行 京橋支店 東京都中央区京橋二丁目 7 番 19 号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 本新株予約権者は、いずれかの取引日においてその選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得

	を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の行使保証期間	新株予約権の行使期間中、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引終値が10取引日連続して行使価額を20%以上上回っている場合、本新株予約権者は、当該取引期間を新株予約権の行使保証期間として株式会社東京証券取引所における当社普通株式の10取引日の1日平均出来高の10%に相当する本新株予約権の行使を保証する。但し、当初の新株予約権の行使保証期間が終了した場合、さらに新株予約権の行使保証期間を設定することができる。 なお、ある新株予約権の行使保証期間の終了日と他の新株予約権の行使保証期間の開始日は最低5取引日以上の間隔をあけるものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はなし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はなし。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の28行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(転換社債型新株予約権付社債発行要項)

銘柄	昭和ホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 84,000,000円
各社債の金額（円）	金 2,100,000円
発行価額の総額（円）	金 84,000,000円
発行価額（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（%）	年利2.5%
利払日	毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成32年8月16日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社債の元本は、平成32年8月16日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。）に対して予め14暦日前までに書面により通知したうえ、残

	<p>存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。</p> <p>(5) 当社は、平成30年7月31日付の当社取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</p> <p>(6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、BENEFIT POWER INC. に84,000,000円（額面2,100,000円の40個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はない。
申込期間	平成30年8月16日
申込取扱場所	千葉県柏市十余二348番地 昭和ホールディングス株式会社 管理部
払込期日	平成30年8月17日（金）
振替機関	該当事項はない。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はない。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はない。

- (注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
2. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
3. 取得格付
格付けは取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>本社債に付された新株予約権の数</p>	<p>各本社債に付された新株予約権の数は、額面 2,100,000 円あたり 1 個とし、合計 40 個の新株予約権を発行する。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>昭和ホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は 100 株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 2 項において定義する。ただし、同第 3 項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金 70 円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{1株当たりの時価}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <p>① 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合</p> <p>② 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合</p> <p>③ 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合</p> <p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合</p>

	<p>⑤ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>⑥ 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金 84,000,000 円</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年8月17日（本新株予約権付社債の払込み後）から平成32年8月16日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 昭和ホールディングス株式会社 管理部 千葉県柏市十余二348番地 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会みずほ銀行 京橋支店 東京都中央区京橋二丁目7番19号
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一部行使はできない。
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>該当事項はない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。</p>

代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)

- 1 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
 - (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
- 3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 4 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託

該当事項はありません。

以 上